

令和8年度から 都市計画税の税率を改定します

令和7年第7回(12月)議会定例会で、都市計画税の税率を0.1%から0.25%に改定する「白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例」が可決されました。

都市計画税は、安全で快適な市民生活を支えるための都市基盤整備を着実に進める事業に活用させていただきます。ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●都市計画税とは

都市計画事業(道路や公共下水道の整備)や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的で課税するもの

●対象者

毎年1月1日現在、市街化区域内(市街化調整区域のうち宮山団地地区内)にある土地や家屋を所有するかた

●改定内容

令和8年度課税分から税率の0.25%(令和7年度までは税率0.1%)

●納期

税率改定前と同様に、固定資産税と合わせて年額を4回(5・7・12・2月)に分けて納付

●計算例

固定資産税額 課税標準額×税率1.4%

都市計画税額 課税標準額×税率0.25%

※税額は、100円未満切り捨てとなります。

■土地：小規模住宅用地(100㎡) 家屋(木造専用住宅、延床面積100㎡、築15年)

税目	種別	評価額	課税標準額		年税額	
					令和7年度	令和8年度
固定資産税	土地	7,200,000円	1,200,000円	6,200,000円	税率1.4%	税率1.4%
	家屋	5,000,000円	5,000,000円		86,800円	86,800円
都市計画税	土地	7,200,000円	2,400,000円	7,400,000円	税率0.1%	税率0.25%
	家屋	5,000,000円	5,000,000円		7,400円	18,500円
固定資産税と都市計画税の合計年税額					94,200円	105,300円 (+11.8%)

※課税標準額：評価額×特例率

※課税標準額は、1,000円未満切り捨てとなります。

※特例率：土地の課税標準額は小規模住宅用地の特例により、固定資産税は評価額の1/6、都市計画税は評価額の1/3となります。

●活用する事業

- 令和13年度開通を目標とした都市計画道路白岡駅西口線の整備
- 令和21年度までを計画期間とした白岡駅東部中央土地区画整理事業
- 公共下水道の白岡工業団地内の整備、継続的な管の更新などの実施



税率改定について



制度・課税について

問合せ

都市計画税率の改定

企画政策課政策調整担当

都市計画税の制度・課税

税務課資産税担当